

令和5年度第9回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年12月7日 木曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫	東	川 野 勝 彦
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	川 崎 孝 子
豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司	上	阿 部 正 俊
山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 42 号	農地法第3条の申請について
議案第 43 号	農地法第4条の申請について
議案第 44 号	農地法第5条の申請について

議案第 45 号	非農地証明願いについて
議案第 46 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 47 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告第 8 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和5年度第9回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	（ 9時40分： 開始 ）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第42号から議案第47号までの6議案29件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第42号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第42号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 ほか2名、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	11月21日、 農業委員と事務局職員2名で現地確認をしました。申請地は 区の の先を左折し に隣接した土地になります。譲受人の さんは、同じ 区に居住しており、管理している耕作地もよく管理されています。野菜等を作りたいということです。ご審議よろしくお願いします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、県外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近くに居住する譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲渡人は、このほかにも aほど農地がありますが、順次整理していきたいとのことです。

	また、譲受人は、新規に就農ということになりますが、営農計画書等より、管理については、問題ないものと思われます。 耕作予定作物は、サツマイモ、そのほか自家消費用の野菜となっております。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■aです。理由は、相互交換のためです。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	11月22日事務局職員2名と■■■■農業委員と私の4名で現地確認をしました。申請地は、■■■■を■■■■方面に■■■■を渡って100m行ったところで■■■■方面に左折し、約600m進んで右側の一番上の場所になります。譲渡人が■■■■さんで、譲受人は■■■■さんです。譲受人の■■■■さんのお父さんの代に土地交換をして農地として使っていた状況で、今年地籍調査で登記がされていないということがわかり、売買契約で所有権を移転するということになり、申請に至りました。土地については丁寧に管理されており、問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、■■■■委員が説明したとおりです。家の裏ということで、よく管理されております。引き続き管理すると思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、地籍調査の立会いの際に、譲渡人と譲受人双方の土地の所有権が異なっていることが判明し交換の話がまとまったため申請となりました。 申請地は、譲受人の居宅に隣接しており、以前から果樹や野菜が耕作されています。譲受人は、申請地を以前から管理しており、取得については特に問題はないものと判断されます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]、[]、[]歳。 申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、ほか[]筆、 合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、管理が困難、相手方の要望で す。 以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
[] 委員	10月22日事務局職員2名と[]農業委員と私の4名で現地確認をしました。[]を[] []方面に進み、[]を渡って100m行き左折、[]方面に進みますと、[]があるので裏を200m 入ったところの左側の2軒目の家の裏の右側になります。理由は、管理が困難、相手方の要望とい うことです。譲受人の[]さんが今[]に住んでいまして、働いている状況です。前の持ち主の方 がもともとユズ、カボス、栗などを植えて管理していましたので、その後にジャガイモ、玉ねぎな どを栽培し、週末には片付け、草刈りをして管理をしている状況です。奥さんが何年か後に定年 退職してこちらに住んで、農地を維持管理していくということです。今も少しずつきれいになっ ている状況です。何も問題ないと思います。住まいですが、その下に家がありまして、杵築市の空 き家バンクの登録で、家と一緒に土地も購入すると聞いていますので、住むことには問題なく、 維持管理していけるとと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	3番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	[]さんの旦那さんと一緒に現地確認をしました。空き家バンクを利用して、今から一生懸命や ろうということです。非常に景色がいいところです。作るだけでなく販売したいということす ので、管理は当然よくしていただけたと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 農地の管理が困難な譲渡人と、申請地に隣接する空き家と併せて申請地を購入する譲受人との 間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 申請地は、譲受人が購入する空き家に隣接しており、野菜やゆず、カボスの果樹が耕作されて おります。譲受人は、引き続き果樹等を耕作するとのことです。また許可後は市内に転入すると のことで、管理については、問題ないものと思われます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる 点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要 件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しまし た。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。 申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、ほか[]筆、 合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、県外在住のため、相手方の要 望です。

	以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
 委員	11月16日、 農業委員と私と事務局職員2名と行政書士の方で現地確認をしました。場所は、 区になります。古民家と一緒に農地も買ってほしいということで、話がまとまったようです。申請地は、 の があるところの、東西にだいたい100mくらいずつ離れています。①の申請地はすぐ横に家が一軒ありまして、少しお話をしましたが、家の方が花を植えてきれいにしていました。②の申請地の方、東側はセイタカアワダチソウが生えています。草を刈ればすぐに農地として使える状況です。初めて農地を買われる方なので、行政書士の方には、地目が田なのでしっかり管理してほしいと申し伝えておきました。以上です。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 推進委員が説明したとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 県外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地付近の空き家を購入する譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は、譲渡人の所有する空き家と併せて、申請地を購入するとのことで、申請地は現在遊休状態となっていますが、今後は、草刈等の管理をしながら、カボス等の果樹や自家消費用の野菜を耕作すると聞いております。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、 農地委員より説明願います。
 委員	地図の10ページと11ページをお願いします。 から500mくらい行って右に行って左に行くと があります。それから200mほど下がったところの左側に畑があります。以前から何度か草を刈っていたそうです。農地としては申し分ないと思います。よろしくお願いします。
議長	5番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	 委員から説明のありましたとおり、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

	許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]の農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	申請人、譲渡人、[]区、[]、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。譲受人の経営面積は、畑[]a、合計[]aです。理由は、清算のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	7番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	この件は、一部は案件処理が終わっていますが、追加分です。清算処理として行うものです。[]を進み[]から約1km弱のところに申請地があります。すでに清算処理している土地に今回の申請地を追加して清算するということです。よろしく願います。11月20日に私と[]推進委員、事務局職員2名と現地を確認しました。以上です。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 現在、清算中である譲渡人と譲渡先である譲受人のとの間で、譲渡の話がまとまったため、申請となりました。 以前の令和5年7月総会において、清算に伴い法人から、個人に所有権を移すということで審議された案件となりますが、1筆のみ申請漏れがあったとのことで、追加の審議となります。 また申請地の現況は、大麦若葉が耕作されており、管理については特に問題ないものと考えます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第42号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第42号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第42号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第43号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[]です。よろしくお願いします。 議案書4ページをお開きください。 「議案第43号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、植林用地として。申請理由、自宅の隣地で長らく畑として利用してきたが、高齢で管理も困難なことから、ヒノキ100本を植林して今後は山林として管理したい。こちらは第2種農地で、追認案件です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	11月27日に私と[]農業委員と事務局職員2名とで現地確認をしました。今、事務局が言われた通りです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	[]委員の説明のとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは昭和46年に父からの相続により申請地を取得しています。長らく畑として野菜を作ってきましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は[]に住む甥っ子さんが草刈等の管理を行っている状況です。 なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和5年2月頃に転用許可を得ることなく、ヒノキ100本を植林してしまったためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、高齢で維持管理が困難であること、周囲も山が迫ってきていることから、今回の植林を決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は山林、東側は原野、南側は宅地、西側は市道にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に、ヒノキ100本を植林して今後は山林として管理する計画です。

	排水計画につきましては、土地の形質変更は行わず基本的には自然浸透とし、余剰水については北側の農業用水路に接続予定であり、自身が財産管理者であるため問題はありません。 資金計画につきましては、令和5年2月にヒノキ100本を植林済みであるため、今回新たな費用等は発生しません。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。申請内容、植林用地として。申請理由、令和4年まで水田として利用してきたが、傾斜地で管理も困難なことから、杉600本を植林して今後は山林として管理したい。こちらは第2種農地で、追認案件です。 以上です。
議長	2番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	11月22日[]推進委員、事務局職員2名と現地を確認しました。8月の農地利用状況調査の際にすでにきれいに掃除がされていました。すでにスギが植林されています。地図では[]との[]になります。[]の方に上りまして、人家の分かれ道から200mほど入って農地がある方に狭い道路を入れて、申請地だけが、昨年まで耕作していました。周りは相当な藪でしたが、ここはきれいに管理していました。植林をしてきれいに管理ができると思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは昭和41年に父からの贈与により申請地を取得しています。令和4年まではお米を作ってきましたが、傾斜地であり高齢で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和5年2月頃に転用許可を得ることなく、杉600本を植林してしまったためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、高齢で維持管理が困難であること、周囲も山が迫ってきていることから、今回の植林を決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田及び原野、東側は田及び山林、南側は田、西側は田にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に、杉600本を植林して今後は山林として管理する計画です。

	排水計画につきましては、土地の形質変更は行わず基本的には自然浸透とし、余剰水については北側の農業用水路に接続予定であり、自身が財産管理者であるため問題はありません。 資金計画につきましては、令和5年2月に杉600本を植林済みであるため、今回新たな費用等は発生しません。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、[]区、[]、[]歳、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、農業用施設用地として。申請理由、申請地近隣で養鶏を営んでおり、規模拡大を図るために、申請地に鶏舎を建築して利用したい。こちらは第2種農地で、追認案件です。 以上です。
議長	3番について、[]農業委員より説明願います。
[]委員	11月22日に現地確認に行っておりました。先だつての総会の際に出てきた案件で、以前のは農地を買って造成して鶏舎を建てたものでしたが、今回は、それ以前に自己所有の土地に、申請せず鶏舎を建てていたもので、今回申請を出すことになりました。父の代から経営しており、息子さんも後継者として頑張っておりますので、慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは平成14年に父からの相続により申請地を取得しています。父の代の60年ほど前から申請地近隣で養鶏業を営んでおり、経営規模拡大を図るために、申請地を鶏舎として利用する計画です。なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和[]年[]月頃に転用許可を得ることなく、申請地[]と自己所有地である隣地の[]にまたがるような形で鶏舎[]棟を建築してしまったためです。このことにつきましては、転用者からの始末書が提出されています。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、現在利用している鶏舎の隣地であり作業効率が良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。農業振興地域内の土地ではありますが、今回の農業用施設用地への転用に際し、農業振興地域の用途変更を申請中であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は原野及び山林、東側は田、南側は河川及び田、西側は原野にそれぞれ接しており、周辺は転用者の自己所有地でほかの耕作者はいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[]㎡及び隣接の自己所有地[]㎡の計[]筆にまたがるように、[]㎡の鶏舎[]棟及び、駐車場・旋回スペース並びに、資材置場、養鶏ゲージの洗い場等を設置して利用する計画です。

議長	2番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	只今、[] 委員が説明したとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者の[]さんは昭和61年に父からの相続により申請地を取得しています。周辺の土地と併せて畑として管理しています。転用者の[]は、障がいを持っており保育や教育を受けることが困難な児童を対象とした支援事業を行っている法人です。現在使用している利用者用の運動場及び職員用の駐車場が不足しているため土地を探していたところ、売買の話がまとまったため今回の申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、施設の正面で運動場として利用する子供の監視が容易であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は市道、東側は雑種地、南側は畑、西側は田にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地[]筆[]㎡に、運動場及び職員用の駐車場[]台分を設置しますが、土地が1段低いため自社資材を使用して土地を50cmほど嵩上げして道路とレベルを合わせ、転圧した後にバラスを敷く造成工事を計画しています。 工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、基本的には自然浸透とし、余剰水については北側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。残高証明書が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、土地所有者、[]区、[]、[]、[]歳、転用者、[]区、[]、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。申請内容、農業用施設用地として。申請理由、申請地近隣で親子でお米を作っており、周辺住民の要望もあることから、申請地にライスセンターを建築して経営規模拡大を図りたい。こちらは第2種農地です。 以上です。

議長	3番について、農地委員より説明願います。
委員	11月20日、農業委員、事務局職員2名、申請者のさんの合計5名で現地確認をしました。申請地はから線を方面に約12km進み、地区から市道に入り、南に約2km行ったところ。行政区は区です。申請地は自宅の近くにあり、今回その場所にライスセンターを建設したいということです。申請者は親子関係です。親子でhaの水田を耕作しています。その関係で今回の申請をお願いするものです。よろしくお願いします。
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者のさんと転用者のさんは親子で、申請地近隣で農業を営んでいます。周辺住民の要望もあることから、申請地にライスセンターを建築して経営規模拡大を図る計画です。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅の隣地であり作業効率が良いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は雑種地、南側は田、西側は市道にそれぞれ接しており、農業用施設用地への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地m²にm²のライスセンター棟及び作業場、駐車場、旋回スペースを設置して利用する計画です。 工事期間は、令和年月日から令和年月日までの約ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。 排水計画につきましては、基本的には自然浸透とし、余剰水については西側の農業用水路へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。経営改善資金計画認定通知書の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第44号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

議長	お諮りいたします。「議案第44号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第44号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第45号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをお開きください。 議案第45号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、令和4年に父からの相続により土地を取得したが、昭和58年頃に申請者の父が進入路として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	11月21日、現地確認をしました。申請地は、[]のバス停前の[]を[]方面に向かい、入ってすぐ左に入ったところです。申請者が昨年父から遺産相続で受けた土地です。昭和58年に住居を建てましたが、その進入路になっていました。今回、申請地が農地とわかりましたので、非農地証明願いを申請しているところです。よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が説明したとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月21日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請者は、令和4年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和58年頃に申請者の父が進入路として造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に隣接の農地と併せて申請者の娘さんが一般住宅を建築する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

	申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和46年に母からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、高齢で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	2番について、 農地委員より説明願います。
 委員	11月27日に現地確認をしました。非農地証明願いを申請するということです。よろしくお願いします。
議長	2番について、 農業委員より説明願います。
 委員	 委員の説明のとおりです。審議よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月27日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、昭和46年に母からの相続により申請地を取得しています。平成2年頃までは畑として利用していましたが、高齢で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に先ほどご審議いただきました、議案第43号農地法第4条申請の番号1番の土地と併せて、申請者の甥っ子さんに譲渡予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、 、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成23年に伯母からの遺贈により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なことから耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	3番について、 農地委員より説明願います。
 委員	親族の方が管理されておりますが、もう管理できないということで非農地証明願いを申請したところです。よろしくお願いします。
議長	3番について、 農業委員より説明願います。
 委員	 委員の説明のとおりです。慎重審議よろしくお願いします。

議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月27日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成23年に伯母からの遺贈により申請地を取得しています。平成10年頃までは果樹等を耕作していましたが、市外在住で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に親戚に売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請者、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。 申請地の状況は山林及び雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成6年に父からの相続により土地を取得した。 については、取得時点で雑草木が生い茂っており管理も困難なため耕作を断念した。 については、26年ほど前に父が進入路及び駐車場として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	4番について、 農地委員より説明願います。
 委員	11月20日、 委員と私と事務局職員2名で現地確認をしました。申請地は、 より上り、 の方に行くと、申請地②があります。さらに進んで下ったところが申請地①です。申請地①についてですが、平成6年に父親から相続しましたが、この時点で手が付けられない状態だったので、耕作することを断念したということです。申請地②については、26年前に父親が道と駐車場を造ったということです。非農地として証明してほしいということです。 よろしくお願いします。
議長	4番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月20日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、平成6年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地 については、平成6年頃に申請者の父が進入路及び駐車場として造成してしまったとのことで、始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。

	申請地の現況は、証明書発行基準第2の4及び2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま管理するとのことでした。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請者、〇〇区、〇〇。申請の土地、大字〇〇字〇〇、地番〇〇、地目、〇〇、地積〇〇㎡、ほか〇〇筆、合計〇〇筆の〇〇㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和51年に売買により法人名義で土地を取得した。長らく牧草地として利用してきたが、平成9年以降は利用しておらず雑草木が生い茂っている状態である。法人の清算に伴い地目変更を行った後に、清算人個人に名義を変更したいとのことでした。 以上です。
議長	5番について、〇〇農業委員より説明願います。
〇〇委員	先ほどの3条申請の案件の近くです。ご覧になった通り現況は山林状態です。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月20日に、〇〇農地委員、〇〇農業委員と確認しました。 申請者は、昭和51年に売買により申請地を取得しています。平成9年頃までは酪農経営を行っており牧草地として利用していましたが、廃業に伴い利用を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、法人の清算に伴い、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、法人の清算に伴い地目変更を行った後に、清算人個人に名義を変更したいとのことでした。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請者、〇〇区、〇〇。申請の土地、大字〇〇字〇〇、地番〇〇、地目、〇〇、地積〇〇㎡、ほか〇〇筆、合計〇〇筆の〇〇㎡です。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成26年に父からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、傾斜地で管理も困難なことから耕作を断念したとのことでした。 以上です。

議長	6番について、農地委員より説明願います。
委員	11月20日、農業委員、事務局職員2名と現地確認をしました。申請地はから線を方面へ5kmほど進み左折すると市道に入ります。約2km進むと申請地があります。申請地は自宅の裏に位置しており、急傾斜になっています。周囲は雑木等が茂っており、荒れています。以上です。
議長	6番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月20日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成26年に父からの相続により申請地を取得しています。昭和45年頃までは果樹等を耕作していましたが、日当たりも悪く傾斜地で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に非農地証明願の番号7番の土地と交換する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号7番、申請者、区、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和30年頃に土地の大半を道路として提供した際の残地である。昭和60年までは畑として利用していたが、申請者の父が進入路及び駐車場として造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	7番について、農地委員より説明願います。
委員	先ほどの6番のさんとさんは家が上下で、同じ11月20日に現地確認をしました。今回のさんの申請地は、昭和30年頃道路の拡幅により農地を取られた残地が残っていたものです。自宅の進入路、駐車場として使っているということです。以上です。
議長	7番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月20日に、農地委員、農業委員と確認しました。

	申請者は、父からの相続により申請地を取得しています。昭和30年頃に土地の大半を道路として提供した際の残地であり、昭和60年までは畑として利用していましたが、申請者の父が、進入路として造成してしまったとのことで始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に非農地証明願の番号6番の土地と交換する予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第45号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第45号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第45号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第46号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。1番から8番について事務局の説明を求めます。
事務局	「議案第46号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」 議案書8ページをご覧ください。 農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア.利用権の設定です。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積はありません。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年再設定で、借人の経営面積は田[]a、畑[]a、合計[]aです。 以下同じ借人の場合は、設定期間、経営面積は省略させていただきます。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

	番号4番、申請人、貸人、大分市、[REDACTED]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。設定期間は[REDACTED]年新規で、借人の経営面積は公社のためありません。 番号5番、申請人、貸人、大分市、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 番号6番、申請人、貸人、[REDACTED]区、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 番号7番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。 番号8番、申請人、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]㎡、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]㎡です。設定期間は[REDACTED]年新規です。 今回の大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[REDACTED]筆[REDACTED]㎡となります。農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[REDACTED]戸、借り手農家数[REDACTED]戸。利用権の設定の面積は、[REDACTED]㎡となります。 なお、補足になりますが、番号1番から3番までは、相対での利用権設定となります。 番号1番の[REDACTED]さんにつきましては、ミカンを耕作するというので、新規の申請がありました。番号2番、3番については、引き続き地元農家の[REDACTED]さんが水稻を耕作するとのことで、話がまとまったため申請がありました。 続いて、番号4番から8番までは、中間管理機構である公社への貸付となります。公社からの貸付先は、11ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。4番から7番までの土地は、地元農家の[REDACTED]さんが借り受け予定となっております。また番号8番は、[REDACTED]さんが借り受け予定となっております。 詳細は議案第47号での審議事項となりますので、説明は省略させていただきます。 以上です。
議長	只今、「議案第46号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第46号」については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第46号」については、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第47号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書11ページをご覧ください。 「議案第47号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求めます。

	番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、[]区、[] []。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡です。 続いて、借受人、[]区、[]。対象農地は、[]、[]筆、[]㎡です。詳細は、12ページの貸付調書をご覧ください。 []さんの借り受け地は、先ほどの集積計画の4番から7番までの土地となります。利用権の種類は使用貸借で、主な耕作作物は水稻となっております。 続いて、13ページです。 []さんの借り受け地は、先ほどの集積計画の8番の土地となります。利用権の種類は賃貸借で、耕作作物は水稻となっております。 以上です。
議長	只今、「議案第47号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第47号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第47号」については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第8号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書14ページをご覧ください。 「報告第8号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」について報告します。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、山香内河野区、公益社団法人杵築市地域活性化センター。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 番号2番、申請人、貸人、山香内河野区、公益社団法人杵築市地域活性化センター、借人、[]区、[]、[]区、[]、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 番号3番、申請人、貸人、山香内河野区、公益社団法人杵築市地域活性化センター、借人、[]区、[]、[]区、[]、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。理由は貸人の都合です。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和5年度第9回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	（ 11時03分：終了 ）

